

【領域別分科会】特別分科会に参加して

飯塚英明

特別分科会は、本大会主題である「夜間中学校設立 60 周年にあたり、その原点と歴史を振り返り、これからの夜間中学の課題を明らかにし、義務教育未修了者の学ぶ権利を保障しよう。」から設置された領域分科会。

報告

1. 神戸市立丸山中学校西野分校 「西野分校のあゆみ 今、これから」

1950 年、地域の人たちの努力によって「西野分教場」として開校。

戦後の混乱の中で、昼間学校にかようことのできない子どもたちのために作られた夜間学級。

1964 年、「丸山中学校西野分校」となる。

2009 年 3 月までの卒業生 715 名（在校生 48 名）

2008 年文化発表祭で、第 3 学年が発表した「西野分校のあゆみ 今、これから」をビデオ放映。

ビデオは、敗戦直後の神戸の風景を映しながら、中学校が義務教育になっても学校に行けない、また小・中学校を途中で辞めた子どもたちが大勢いた。神戸市内 9 つの中学校で夜間学級が始められた。

やがて社会が落ちつくにつれ、子どもたちは昼間の学校に行くようになり、夜間学級が無くなる中で、西野分校一つだけが残る。それは、差別や貧しさのために学校に通えない子どもたちが義務教育を終えないまま大人になった人を救う「学ぶ場」として。

1995 年の震災で、西野分校は全壊した。45 年間の歴史のあるこの場所を願いながらも叶わず、場所を太田中学校に移し、その一角で西野分校は再出発。

いま、十代の若者から 70 代や 80 代の年配者まで、日本人、韓国朝鮮人、中国人、ベトナム人、ブラジル人など様々な生徒が学んでいる。

2. 守口市立第三中学校夜間学級 「守口から見た夜間中学の明日」

守口夜間中学では、校内研を中心に自らの実践を検証し、議論を行っている。夜間中学の将来について考えるとき、昼間の学校でない夜間中学の視点に立って分析、議論を行うことが必要である。その視点は、全夜中研 55 年の歴史と“夜間中学生の生命線”を総括し、未来への展望を切り拓くためとして出された、高野雅夫さんの公開質問（第 52 回全国夜間中学校研究大会事務局提出 2006 年 5 月 25 日）の中にある。

(1) 2008 年度の守口夜間中学の闘い

2008 年 3 月、大阪府議会に提出された予算案において、その年の 7 月までの暫定予算で、夜間中学に対する就学援助・補食給食（牛乳とコッペパン）の支給が“ゼロ”とされた。

それに対し、「運動は学び、学びは運動」から、近畿夜間中学校生徒会連合会や守口夜間中学独自のとり組みを始めた。生徒たちは大阪府知事に手紙を書き、また街頭で署名を訴えビラをまく活動をおこなう。

さらに、その就学援助がどのように始まったかを調べ、国会に「夜間中学生にも就学援助制度の確立を」を働きかける運動を展開。それが「夜間中学の増設と教育環境の充実を推進」するための立法化を目指す動きであり、民主党が参議院に提出した「教育環境整備法」（2009.06.10 参議院通過、衆議院解散で不成立）であった。

(2) それらの闘いを支えたもの

夜間中学生は、高野雅夫さんと交流の積み重ねで、自らを「語る」ことの意味を意識的あるいは無意識のうちに体得しているのかもしれない。

「語る」ということ： 武器になる文字とコトバ

辛い、思い出したくない経験、他人に言いたくない、語りたくない歴史を語るということ。そして、それが「自己解放」につながるということ。夜間中学で学び、人前で語り、自らの言葉で闘い、社会を変える力となる。

高野雅夫さんの「17項目の公開質問」で何が問われているのか

— 第52回全国夜間中学校研究大会（2006.05.25）に提出 —

【17項目に共通していること】

- ① 夜間中学の生命線—人間の尊厳を奪い返す闘い—の場でその尊厳を踏みにじる行為が夜間中学の教師によってなされている。
- ② 夜間中学の教師によって夜間中学生に分断が持ち込まれ、夜間中学の生命線が教師により破壊されている。
- ③ 夜間中学の学びについて、高度経済成長のささやかなお恵みを受けた夜間中学生たちが「文字とコトバ」を奪われた、「空気」を奪われた怒りを再び奪い返されて、「知識」を詰め込むことが〈勉強〉だと信じこみ、詰め込ませることが〈教育〉だと信じている教師が生まれていた。
- ④ 夜間中学生であることを誇りに思い、学びと活動に取り組んでいるのか。

「そして、生徒と教員に向けて」

- ・夜間中学の主役は夜間中学生だ。生命線を握っているのは教師なのだ。
- ・夜間中学生が授業を創る。
- ・夜間中学は積極的に公開をおこなっている。

3. 自主夜間中学から

札幌遠友塾から報告時間が特別に5分与えられました。

北海道内に4つの自主夜間中学が開校し、受講生や学習者さんがおよそ250名になったこと。その構成も高齢者が9割で、不登校経験者が1割であること。

大きな課題が会場確保の問題であり、安定して借りられ交通の便が良い場所を確保できること。

札幌遠友塾は、本年4月から札幌市立向陵中学校を借りられるようになった。そうできたことで、授業内容や授業時間など「夜間中学の学び」について、さらに深めていくための話し合いが始められた。

連合北海道や北海道教職員組合などの団体と一緒に、公立夜間中学の設置や自主夜間中学への教室使用や財政支援を求める署名請願をおこない、6万に近い署名が集まったこと。それを道議会と道教委に提出したこと。

これら教職員組合が協力・支援してくれたことで、中学校などから夜間中学生を教材にした授業をおこないとの申し入れが寄せられた。授業が終了して、生徒たちの率直な感想が送られてきている。このような昼間の学校との交流を広げていきたい。

また、向陵中学校においても受講生と生徒たちとの交流、PTA会や町内会との地域での関係をつくり上げていきたいこと。そうすることで、市民社会や地域コミュニティのあり方とは何かを考えていきたい。その中心に学校があり、「夜間中学生の学び」がある社会を望むことができないだろうか。

行政に向けた要望においても、札幌市や札幌市教育委員会から前向きな見解が示されてきている。

教育長： 「学齢期を過ぎた義務教育未修了者について、学校の了解がいるが、通常の小中学校で受け入れることができないか検討する」

市長： 「公立夜間中学の今後のあるべき方向性は出していきたい」

すべての人に義務教育を！専門委員会

拡大専門委員会

拡大専門委員会は、北海道に夜間中学をつくる会から、「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」にもとづく専門委員会の設置に、自主夜間中学も参加させてもらいとの申し入れにより設置された委員会です。

本委員会には自主夜間中学から、北九州穴生中夜間学級青春学校、北九州城南中「夜間学級」、樺原に夜間中学をつくり育てる会、札幌遠友塾および北海道に夜間中学をつくる会、釧路「くるかい」など6団体が参加しました。

「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」は、第54回全夜中研大会（2008年12月採択）において、「いつでもどこでもだれでも」つまり「何歳でもどこの国籍でもどの自治体に住んでいても、基礎教育としての義務教育が保障される」ことを目指し提案し、採択されました。

各団体から、「自主夜間中学～この間の取り組みと今後の課題～」が報告されました。その上で、拡大専門委員会に先立って開催された「専門委員会」から衆参国会議員への陳情、文部科学省との話し合い、この間の取り組みなどが報告されました。

2008年12月3日（水）、4日（木）

「国勢調査」学歴項目変更に向けて、すべての会派に陳情。

2008年12月17日（水）

「国勢調査」学歴項目変更に向けて、総務省・文科省との懇談会

2009年2月10日（火）

『教育環境整備法案』の取り組み

- ・ 『教員拡充法』での取扱： 「義務教育を奪われた人々に対して国がその保障を実施するための教員を配置する」の挿入。
- ・ 『学校教育法施行令』第25条の改訂： 「義務教育を奪われた人々に対して国がその保障を実施するために、二部または分校を設置し対応する」内容の盛り込み。

2009年3月13日（金）

文部科学委員会における小宮山洋子衆議院議員の夜間中学に関する質問

2009年9月25日（金）

第1回『教育環境整備法案』の話し合い

第3条7号：「学習する機会が失われた者がその希望するときに再び学習する機会が与えられるようにすること。」

2009年10月9日（金）

第2回『教育環境整備法案』の話し合い

要望事項（要望の文部科学省からの回答は別紙参照）

- ・ 学校教育法第1条に規定する学校を、民族学校などにも適応して欲しい。
- ・ 「形式卒業生」の学びを保障して欲しい。

・ 大阪の夜間中学校の通学費、教材費、行事参加費、補食給食費を保障して欲しい。

第3条7号が、精神を謳ったものだとしても、なおそれにすら自主夜間中学の受講生や形式卒業者が含まれるかは不明である。それらの「学習する機会」は、社会教育としての法的枠組みで与えられるのでは？

その懸念があっても、学校教育の法的枠組みであっても、第3条7号の内容が立法化される意義はあると思われる。

本大会が、こうした国への働きかけにより文部科学省の「後援」をえた意義は大きいと報告されました。

拡大専門委員会の今後に向け、話し合いがされました。そこでは、全国に夜間中学をつくることは、全夜中研の会則にもある「夜間中学校教育の実態と方法とを研究協議し、これの改善を促進して義務教育の完全普及に寄与する」目的にも合致することである。

それにより、拡大専門委員会の定例化と開催回数を複数にすることなど、理事会で諮られます。

「教育環境整備法案関係アンケートのまとめ」は別紙添付しております。

教科別分科会「社会科」報告

岸城夜間中学からの報告

テーマ： 「日本語の能力が充分でない生徒が学ぶ社会科とは」

基本的な理念： 夜間中学生とは

- ・ 戦争、貧困、日本の植民地支配などの様々な差別によって「義務教育」という人間が尊厳を持って生きるのに不可欠な権利を奪われた人々。
- ・ 自らが尊厳を持って生きる力を奪い返す闘いを夜間中学でしている。
- ・ 昼間の中学生と違い、歴史や社会のさまざまな場面での知識や経験を内在している。

学習内容

- ・ 日本で生きていくうえで絶対必要な知識
- ・ 自国の歴史や文化について
- ・ 自国と日本、自国と他国の違いについて
- ・ 日本社会について
- ・ 夜間中学に来た理由

札幌遠友塾からは、事前に送付していた「アイヌ文化入門」のプリントが回覧されており、その授業についての報告が求められました。このプリントはじっくりクラスで一年間を通じて授業したものです。

授業をおこなった理由

「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」（2008年6月）が全会一致で採択されたこと。

これに関して、アイヌ民族の先住性を承認したが、法的な先住権は認めていない。だが、受講生から、このことは「北海道が独立することか」との質問があったことによる。

また、アイヌの人たちはアイヌ民族のアイデンティティー（同一性）を「和人からの差別」であるという。

北海道開拓におけるアイヌ同化政策は、大陸侵略の植民地経営に適応された歴史的事実。

それらのことから、民族、文化、差別について考えてもらいたいという授業の意図。

遠友塾卒業生にもきてもらい、アイヌ文様について説明を受けたこと。

他の学年においても、一時間のアイヌ文化の授業をおこなっている。

最後の授業で、受講生からはこれらのテーマに「むずかしいなあー」との感想が寄せられたこと。

などを報告しました。

教育環境整備法案関係 アンケートのまとめ

①

所 属	和歌山 岩橋夜間学校	記入者	吉本 拓司
教育環境整備法案への思い等			
<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育を終えていない人に対する教育権の保障（日本国憲法）をぜひ明文化する。 ・一人でも学びを希望する場合には学びの場所の設立を促す法律の立法化。 ・希望者には、時間がありません。一日でも早い公立夜中の設置を望みます。 			
今、自主夜間中学で困っていること			
<ul style="list-style-type: none"> ・設備面、人的な面、周囲の理解のなさにも困っていますが、それ以上に教育委員会及び市行政のやる気のなさにも困っています。 ・公立夜間中設置を求める通学希望者が3名いるにもかかわらず市教委は、「もう少し人数が…」といい、全く前に進みません。 			

②

所 属	沖縄 珊瑚舎スコーレ夜間中学校	記入者	遠藤 知子
教育環境整備法案への思い等			
<ul style="list-style-type: none"> ・特にありません 			
今、自主夜間中学で困っていること			
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学校が存在できるように学校教育法の改革（特に設置基準を）必要としています。 			

③

所 属	北海道 釧路自主夜間中学「くるかい」 北海道教育大学	記入者	添田 祥史
教育環境整備法案への思い等			
<ul style="list-style-type: none"> ・私たちが直面している課題は学校教育の整備だけでは解決が難しいように思います。特に若者の自立支援や中高年の再就職、障がいのある人の継続教育や自立援助を考えると福祉分野との連結をどう構想するかが問われてくるように思います。 ・今回の法案が福祉領域との連結をどう考えてるのか知りたいです。 			
今、自主夜間中学で困っていること			
<ul style="list-style-type: none"> ・やはりお金の問題。会場費が無料であればボランティアのやる気でなんとかやっ ていけるが会場費が必要になるとそうはいかない。現在、次年度の会場探しに奔走し ています。現会場は、原則立ち上げの1年間に限り会場を無料で貸して頂けるとの約 束なので。 ・十分な運営費があれば、今以上に交通の便の良い中心市街地に会場を置きたい。 地方都市においては、アクセス保障が大切です。 			

④

所 属	北海道 「北海道に夜間中学をつくる会」	記入者	飯塚 英明
教育環境整備法案への思い等			
<ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、公立夜間中学校の開設、および自主夜間中学に対する教室利用と財政 支援を行政に要望しております。 <p>この条号では学校教育における環境整備を「精神」として^{いか}うたっていません。 したがって自主夜間中学が生涯学習に位置づけられている以上、この「精神」に入り 込むことはないのでは？</p>			
今、自主夜間中学で困っていること			
<ul style="list-style-type: none"> ・喫緊の課題は、釧路、函館など昨年開校した自主夜間中学における安定して継 続的に使える会場の確保です。 ・1学年の学習者が50名を超えています。 ・札幌遠友塾は市立中学校を利用できるようになったことで、授業内容の充実につ いて考えることが出来るようになりました。全道の自主夜間中学が学校を使えるよ う働きかけています。 ・遠距離通学者が多いため、交通費の財政支援ができないでしょうか 			

⑤

所 属	江東区に夜間中学をつくる会	記入者	松下 知
教育環境整備法案への思い等			
<p>・増設問題について、江東区は（１）『公立夜間中学校をつくれという法律がないから』作らない。（２）『広域対応で良いという東京都の指導もあり、他の区で公立夜間中学に通っているのだから、江東区には作らない』という増設拒否の対応を長年にわたって行っています。</p> <p>・江東区からは毎年２０～３０人、１９７４年から延べ１０００人以上の生徒さんが墨田区や江戸川区の学校に通っています。通学に１時間３０分ぐらいもかかる生徒さんもいて３年間通い続けることがたいへんな実情があります。また、通いたくても、通学時間がかかりすぎるので、入学をあきらめる生徒さんもいます。</p> <p>・こうしたことから、ぜひとも「義務教育未修了者」を救済するための法の整備をぜひとも実現して欲しい。</p>			
今、自主夜間中学で困っていること			
<p>・スタッフが増えず、固定してしまっているので、新しい生徒さんに対する対応が不十分なこと。また、こうした増設運動にしても、活発に運動が展開できてないこと。</p>			

⑥

所 属	広島市立観音中学校	記入者	夜間学級職員一同
教育環境整備法案への思い等			
<p>① 夜間学級全体の実態にあった教材を選択できるように特別支援学校が教科書の選定で行っている方法を夜間学級でも使用できるようにして欲しい。 （平成２２年度使用広島市立小中学校用学校教育法附則第９条の規定による教科用図書採択について）</p> <p>② 千葉・北九州・北海道等の自主夜間中学に夜間学級として早く認可されることを望みます。</p>			
今、自主夜間中学で困っていること			

文部科学省との話し合いについて

2009. 10. 9(金)11:00～

【文科省側出席者】

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 室長補佐 内田 広之 様
〃 義務教育改革係長 佐々木 玄太 様
〃 研修生 長友 義彦 様

【文部科学省からの回答】

要望項目 1 について

現実には義務教育を終了しておらず、しかも勉学の意思を有するものに対して何らかの学習の機会を提供することは非常に大切だということに考える。これまでの基本的な考え方でありまして、そういう考えのもとで、われわれの施策を進めているところでございます。様々な施策については、関係機関などのご意見を聞きながら検討していく。

要望項目 2 について

小中学校におけます不登校などの長期欠席児童生徒数、また帰国児童生徒数に関しましては、文部科学省学校基本調査により、これまで把握してきております。そういった数字は把握してきているのですが、これまで説明しているとおりに、現在までの義務教育未修了者の数を把握することは極めて困難である状況になっている。外国人の就学実態につきましては平成17年度～18年度にかけて不就学外国人児童生徒支援事業を行いまして、委託地域の協力を得ながら就学状況の調査をしているところでございます。中学校卒業認定試験の受験者数の数でございますけれども、平成20年度の試験におきましては、受験者数が75名、合格者数が62名ということになっております。出願期間に関するところでございますけれども出願期間から試験日まで、土曜・日曜・祝日を除きまして35日間となっております。試験実施に当たりまして、出願から試験日までの間さまざまな手続きがございまして、具体的に申し上げますと、出願書類のチェック、受験票の送付、試験問題・解答用紙の印刷部数の決定や試験会場への発送、試験会場の準備などの業務がございまして、受験者がしっかりと受験できる体制をとる必要がありまして、これぐらいの日数は必要なのではないかと考えている。現在の出願締切から試験日までの期間でございますけれども、そういった日数を勘案して日数を設定してありまして、より近づけることになると、準備に要する時間が不足してしまつて試験を正確に行う観点で難しいと考えている。

要望項目 3 について

国勢調査に関する調査項目に関しましては、これまで我々も総務省と話し合いをしてきてまして、さまざまな事情を勘案しながら総務省が行うものでありますので最終的には総務省が判断するものでありますけれども、調査項目に関しましては非常に多くの方々から回答しづらいと感じているようでもありまして、かなりデリケートな項目でもありますのでそのご記入の正確性の確保が難しいとも考えていまして、区分・小学校・中学校を別区分として調査することに関しましては、困難である事と考えていることを我々総務省から聞いています。平成22年の国勢調査の集計事項に感心して総務省から各省に照会がございましたけれども、当初からこの件に関して改善要望をださせていただいているところでございますけれども、具体的な要望内容に関しましては省庁間の調整段階であるので、ここでは回答を差し控えていただければと思います。

要望項目 4 について

夜間中学に関しましては、発足当初から生活困窮などの理由で昼間に就労・家事手伝いなどを、余儀なくされてこられた学齢生徒さんを対象として夜間においてぎむ教育の機会を提供する、そういった特別の学級でありまして、これまで果たしてきた役割は評価されなければならないと認識している。現在、夜間学級におきましては、義務教育未修了のまま学齢を超過した方々の多くが在籍しておられますけれども、現実には義務教育を修了しておらず、

しかも勉学の意思を有する方々もいらっしゃる以上、これらの方々に対して学習機会を提供していくことは大事である。その認識は感じている。ただ、自治体がそれぞれ現状に応じてやっていることでございますので、自治体がやっていただきたいというふうに思っている。

要望項目5について

夜間中学の設置に関しましては、設置者が市町村教育委員会になっておろますので、地域や学校の実情など諸般の実情を勘案しながら判断するものであると考えている。また、公民館等の公的社会教育施設におきまして、識字や日本語教育など、成人外国人などに関する教育の場でごさいますして、それらの講座の開催、そういったことでの支援の実施についても、各自治体が地域の実情等、諸般の実情を勘案しながら実施すると考えている。

要望項目6について

広報活動に関しましては、市町村教育委員会が、地域や学校の実情等、諸般の事情を勘案した上でされるものと考えている。

要望項目7について

- ①夜間中学は昼間の学級と同様に「学校教育法第1条」の「中学校」に設置された^{いち}一学級というような制度的位置付けでごさいますして中学校の学習指導要領に基づく教育課程が実施されているものと認識している。もちろん、教育が実施されていく過程で、きめ細かい教育を行う上で、生徒それぞれに対応した教育が行われているということは、当然と考えております。
- ②中学校の夜間学級の課程を修了され中学校を卒業したものに關しましては高校の進学が可能でございますので、多様な学習機会の提供に努めているところでございます。中学校卒業程度認定制度に合格すれば、高校受験についても可能という道もございます。

要望項目8について

形式という言葉の方ですけども、形式的とはいえ中学校を卒業した方につきましては、再び中学校に入学することはできないという仕組みになっており、このような卒業の方が義務教育相当の学力をつけたいと仮に思われることがあれば、社会教育をはじめとして様々なところでされている。

要望項目9について

義務教育国庫負担制度に関しては、義務教育の水準を確保するという主旨でごさいますして、国と地方はともに協力して教育に責任を負うという制度でございます。義務教育費にかかる経費負担の在り方に関しましては、平成17年11月末の政府と与党の合意事項に基づきまして義務教育制度につきましては、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を基本、その方針のもとで、費用負担について小中学校を通じて国庫負担の割合を三分の一にする。8500億円程度の削減、財源維持を確実にする、ということは決定しておりまして、義務教育国庫負担制度が堅持されることは明記されたことでごさいます。今後ともこの合意ののっとり、義務教育の国庫負担制度を堅持しながら義務教育における責任を引き続きしっかりと果たしていきたい。

要望項目10について

- ①個に応じたきめ細かな指導を充実させるという目的から、少人数教育の推進など教育の条件整備を進めることが重要であると認識しております。文部科学省ではこれまでも少人数指導や習熟度別指導のための教職員定数の改善、学級編成の弾力化により少人数教育の充実を図ってきている。文部科学省として引き続き教職員定数の改善など、教育条件の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。少人数に関しましては、全国的にも普及してきておりまして、46道府県で40人を下回る少人数学級編成が実施されているところであります。
- ②養護教諭を含め、標準法で算定される教職員定数に関しましては各都道府県内の学校数をもとに各都道府県に置くべき教職員の定めておりまして、その具体的な配置に関しましては、各学校の実態などを踏まえて、学校全体の取り組みの中で必要に応じて、適切な指導が行われるよう、各都道府県の教育委員会において対応していただいている。
- ③外国人児童・生徒につきましては、通常学級に在籍して当該外国人児童・生徒の日本語力

の状況に応じて適宜、例えば取り出し授業を行うような形が全国的に定着してきております。今後もそういう方法での指導を行っていくことが適当ではないかと考えております。なお、日本語指導等に対応した教職員定数の特別過配に関しまして、日本語指導等を行う教員、特別過算という形で配置をしているところである。

要望項目 1 1 について

これに関していろいろな論点があると考えられるが、まず、就学援助制度に関しましては、先生方のご承知の通り、経済的な理由によって就学困難な額冷静との保護者に学用品を給与する等の就学援助を行う市町村に対して、国はその一部を負担する。また、生徒の実態に応じた教科用図書の作成の予算に関しましては、義務教育所学校の教材費に関しまして、地方交付税の積算根拠ということで、所要の地方財源を措置して、各地方自治体には国からお金を交付している。各学校への配当につきましては設置者の判断となってきます。中学校指導要領に基づきます教育課程を実施する夜間中学校の在籍生徒に対しましては、教育課程の内容に応じて中学校の教科書を無償給与しているところであり、

これに関しまして、給食という問題があるかと存じますが、学校給食を実施するかどうかということも各自治体の判断でございます。

夜間中学校をはじめとして公立中学校の施設面に対しまして補助を行ってきておりまして、障がい者・高齢者のために、例えばスロープ、エレベーター、自動ドア、障がい者用トイレを設ける場合には、経費も補助対象としているところである。学齢を超えた夜間中学生に対する就学援助金に関しましては、学校教育法第19条による就学援助制度がございまして就学の義務が課せられるということ踏まえて、就学援助制度が設けられていて義務教育を修了しないまま学齢を超過した方に関しましては、各自治体におきまして、それぞれの学習の目的や必要とされる教育内容を勘案しながら実態に応じて、必要な対応ははかれると考えている。

要望項目 1 2 について

基本的に各都道府県、市区町村のご判断の部分が大きいですが、児童・生徒に関しましては、都道府県教育委員会のご判断によって行っておりまして、例えば専任教諭をどうするか、採用をどうするかにつきましても、教育委員会の判断である。中学校夜間学級にかかる分を含めまして公立義務教育学校全般の教員の給与者に関しましては、先程来お話にございます義務教育費国庫負担制度に基づきます。原則国が三分の一負担するような機会均等と水準の維持向上を図っているところでありまして、具体的な措置等におきましては各自治体の判断というところでございます。

要望項目 1 3 について

引揚帰国児童生徒さんに関しましては、日本語指導を中心とした適応指導が必要でございまして、様々な施策が講じられてきております。例えば、日本語指導等を行う教員等の配置、日本語指導者等に対する研修の実施、JSLカリキュラムの開発、またモデル事業を盛り込んだ帰国・外国人生徒の受入れ促進事業を実施して、成果の普及を進めてきている。それと就学促進員活用した就学支援をし、就学前の外国人の子どもへの初期指導教室への実施、学校と保護者との連絡等を行う際に必要な外国語の支援員の配置、また外国人児童生徒の教育拠点となるセンター校配置などを進めてきているところです。今後日本語指導に関する報告書を受けた対応に関しましては、総合的なガイドラインの作成。また、学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発。また、日本語指導担当教員等の研修マニュアルの開発、地域の実践・事例の集約と提供、そういったことを検討しているところでございます。

要望項目 1 4 について

在日外国人に関しましては、就学の義務は負わないものの、日本人の場合と同様に取り扱うこととしております。従いまして、在日外国人がその指定を日本の中学校への就学を希望した場合、市町村教育委員会は、諸事情を考慮の上、就学を許可し得るわけでありまして、また、学齢児童生徒性と以外の者が公立の義務教育諸学校の就学を願った場合には、教育委員会は諸事情を考慮し適当とされる場合には就学を許可しうる者としております。そこは自治体の判断でされるものです。

要望項目15について

わが国に在留・居住する外国人は、日系外国人を中心に近年増加の一途を辿^{あつれま}ってきております。それで、日本語の能力が充分でないこと等から、地域社会との間で軋轢・摩擦が生じている場合が少なからずございます。その為、文化庁では生活者としての外国人や中国帰国者を対象として日本社会の一員として円滑に生活できるよう、日本語教育に関する事業を実施しているところでございます。

要望項目16について

まず、最初の夜間学級調査に関しましては、予算要求上の資料や外部からの問い合わせに対する回答を出す資料など、様々な事務処理を行う上での参考にしては、委託事業に関しましては夜間学級における学級経営・学習指導等の在り方について実践研究を行うものでございまして、その研究主題は、各学校が自主的に設定しているものでございます。また、毎年連絡協議会を開催し研究協議、意見交換を実施させていただいているところでございまして、その場から出されるご意見等は、勿論我々としても様々な現場の声でありますので、課題を把握するのに有効であると認識しておりまして、参考にさせていただいている。

要望項目17について

我が国におきましては、非識字人口を直接把握した数字はないんですけれども、きわめて低いものと予測されるのではないかなと思います。

要望項目18について

外国人児童生徒に関しまして、就学の義務は負わないものの日本人と同様に扱うこととしております。従いまして、外国人児童生徒の保護者は、その指定を日本の中学へ就学を希望した場合に、先程の繰り返しになりますが、市町村教育委員会は諸般の事情を考慮の上就学を許可し得ることになります。また、学齢児童生徒以外の者が公立の義務教育諸学校への就学を根が出た場合には、教育委員会は諸事情を考慮して、認めるものについて就学を許可し得るものである。

要望項目19について

①現在までの義務教育未修了者の数を把握することに関しましては、きわめて困難であることと同様に、79年以前の障害者である障害のある夜間中学対象者の数を把握することも極めて困難であると考えている。なお、平成20年5月1日現在の障害を理由とされた就学猶予者は46名。

②夜間中学に関する定数配置につきましては、通常の学級と同様に義務教育標準法の規定に基づきまして、定数が算定されておりますが、各戸別名具体的配置に関しましては、都道府県教育委員会が行っているものである。その上で、配置された教員の給与については、三分の一は国庫負担されるというのが仕組みとなっている。

公立中学校の障害のある児童生徒に対しまして、特別支援、教育支援に関しまして、平成19年から実際に措置されている。

③各夜間中学も含めての話ですが、公立学校の施設設備に対しましては、国庫補助を行ってきておりまして、障害者や高齢者のためのスロープ、エレベータ等、経費の補助対象をしている。

④教材費については地方交付税の精算基礎でございまして、具体的な整備方法に関しましては、各学校・教育委員会の判断によるものと考えている。

最後、なお書きの前の部分の就学猶予免除については、文科省の責任においてのこととございます。財政措置や条件整備については、その市町村教育委員会の設置者でもありますし、一番実情を把握されていると思いますので、事情を勘案した上で判断すべきことと考えている。

※質疑についてを含めた全容については、記録誌に掲載予定です。

(文責：荒川九中・村井)